

(別紙)【主なご意見等】

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p>(1) 外国銀行支店の決算時期</p> <p>銀行法上、銀行の事業年度は、銀行法 17 条により、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になる。しかし、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、その場合には、外国銀行支店では 2 度の決算の作業が生じる。その事務負担は決して小さくなく、こういった負担は、外国銀行の日本進出見送り、あるいは日本市場撤退の一因ともなり得る。業界横断的なモニタリングの観点で、統一した決算期が必要との議論もあり得るものの、本店の決算時期と異なる規模の小さい支店の財務諸表の独自の開示が、預金者等にどの程度メリットがあるか疑問であること、外国銀行支店のビジネスモデルは多岐に亘り、そもそも財務諸表による「横比較」にあまり意味があるとは思えないことから、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせることができるよう手当てして頂きたい。</p>	<p>(1) 外国銀行支店の決算時期</p> <p>銀行については、統一的・横断的な監督を行う必要性などから、その事業年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までと銀行法で定めていますが、外国銀行支店に係る事業年度規制の見直しについては、母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ、検討することとします。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p data-bbox="271 236 896 268">(2) 銀行法における不祥事件届出の廃止等</p> <p data-bbox="224 320 1016 895">日本において金融機関が求められる報告がオフサイトモニタリングも含め多いため、見直して頂きたい。一例を挙げれば、金銭の「100万円以上の紛失」等について不祥事件届出が必要とされているが、100万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。また、為替取引のような市場取引では単純な入力ミスは日常的に生じてしまうが、こういったミスにより実行された取引の結果として100万円以上の損失は容易に生じる。そういった損失については、不祥事件届出には該当しないと考えるが、金融機関がとりにあらず届出しておいた方が無難と考えて当局に提出し、当局もこれを受領しているのが実情である。これは、不必要な作業を双方に生じさせている慣行ではないかと考えられる。この点についての改善をお願いしたい。</p>	<p data-bbox="1093 236 1718 268">(2) 銀行法における不祥事件届出の廃止等</p> <p data-bbox="1043 320 2128 435">オフサイトモニタリングを含めた報告全般については、これまでも見直しを行ってきたところですが、引き続き、金融機関の業務負担にも十分留意し検討していきます。</p> <p data-bbox="1043 443 2128 603">銀行においては、預金者等の保護の観点から、適切な業務運営を行う必要がありますが、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討することとします。</p> <p data-bbox="1043 611 2128 938">なお、市場取引における事務ミスによる損失は、「その他銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為」であって銀行法施行規則第35条第7項第1号から第4号までに掲げる行為に準ずるもの(同項第5号)に該当しない限り不祥事件届出は不要です。例えば、市場取引において、偶発的な事務ミスが発生したのみであり、その他にも態勢面での問題を窺わせる事情がない場合は、直ちに当該行為に該当するわけではなく、他方で、重大なオペレーションミスやミスの多発等の態勢面での問題が生じていると窺わせる事情がある場合には、当該行為に該当すると考えられます。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p data-bbox="271 236 768 268">(3) 外国銀行の従たる支店の扱い</p> <p data-bbox="219 320 1016 643">外国銀行の従たる支店の設置・廃止については認可事項となっている一方、邦銀の銀行支店の新設・廃止は届出事項となっている。特にリテール業務を行っている外国銀行にとっては、従たる支店の設置・廃止が認可事項となっていることは負担が重く、また、敢えて邦銀と区別して認可事項とする実質的な必要性は乏しいと考えられることから、外国銀行に関しても、届出事項として頂きたい。</p>	<p data-bbox="1090 236 1588 268">(3) 外国銀行の従たる支店の扱い</p> <p data-bbox="1039 320 2130 478">外国銀行の日本における支店の設置に関しては、外国銀行の監督権限が母国の当局にある関係で、当庁においても、母国当局の意向を確認しつつ、個別に判断する必要があります。よって、従たる支店の設置等についても認可制としています。</p> <p data-bbox="1039 486 2130 564">なお、欧州やアジアの諸国においても、外国銀行が従たる支店を設置する際には、当該国当局の認可を必要とする場合が多く見受けられます。</p> <p data-bbox="1059 611 1151 643">(参考)</p> <p data-bbox="1039 651 2130 809">日本の銀行については、国内の支店等については届出制となっていますが、海外に支店等を設置する場合には、進出先の母国当局の意向を確認しつつ、個別に判断する必要があるため、同一国に2店舗目以降の支店等を設置する場合でも、個々に認可を必要としております。</p> <p data-bbox="1039 817 2130 935">また、欧州やアジアの諸国においても、当地の銀行が、外国に従たる支店を設置する場合には、当該国当局の認可を必要とする場合が多く見受けられます。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p data-bbox="271 236 1012 312">(4) 銀行における現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引の仲介</p> <p data-bbox="219 360 1019 1102">登録金融機関は、証券会社の委託を受けて、顧客の行う株券の売買を仲介することができる（金商法 33 条 2 項 4 号口）。この点、銀行が、顧客の行う株券の売買を仲介した場合、当該顧客に対してヘッジ手段を提供することが必要となる場合がある。しかし、登録金融機関は、株式を原資産とする店頭デリバティブ取引又はその媒介・取次ぎ・代理については、差金決済によるものしか行うことができず（金商法 33 条 2 項 5 号口）、現物決済による店頭デリバティブ取引の媒介や代理を行うことができない。顧客は、ヘッジ手段として、現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引を求めているのであり（例えばオーナーによるオーナー株の処分の場合）、銀行が、そのような顧客のニーズに応じてヘッジ手段を提供することができないのは、株券の現物売買を仲介することができることに比して、バランスを欠いているのではないか。銀行が、現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引を仲介することができるように手当てして頂きたい。</p>	<p data-bbox="1093 236 2130 268">(4) 銀行における現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引の仲介</p> <p data-bbox="1041 360 2136 643">証券会社等の委託を受けて有価証券等の売買の仲介等を行う業務（金融商品仲介業者として金融商品取引法に基づく登録が必要）を登録金融機関が行うことを可能とするとの観点から、登録金融機関の業務として、証券会社の委託を受けて行う株券の売買の媒介、株券の募集・売出しの取扱いの媒介が認められている。他方、店頭デリバティブ取引については、より高い知識・管理体制等が必要な業務であることを踏まえ、金融商品仲介業の業務範囲には含まれていません。</p> <p data-bbox="1041 655 2136 767">上記を踏まえると、登録金融機関が証券会社の委託を受けて現物決済による店頭デリバティブ取引の媒介を行うことを直ちに認めることは困難であると考えられます。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	<p>現在、金融機関の検査において、検査官は、金融機関の融資先企業を訪問し、金融機関の融資姿勢等についてヒアリングをするという事に傾注しており、抽象的なヒアリング結果がたまっているだけで、具体的成果は期待できない実態になっている。</p> <p>現在の検査では伝統的な資産査定等をしていないため、不良債権の隠ぺい等に関する金融機関の融資の実態把握が放置されている実態が生じている。</p> <p>また、ウェブサイトについて、情報提供がワンクリックでできず、使いにくい。</p>	<p>金融庁では、従来、不良債権問題の解決やその再発防止が、金融システムの安定のための喫緊の課題であったことから、厳格な個別の資産査定を中心とする検査を行ってきました。</p> <p>その後、不良債権処理が進展する中で、平成 25 事務年度以降は、個別の資産査定に関しては、引当等の管理態勢や統合的リスク管理態勢等の検証を前提として、金融機関の判断を尊重しており、当局は金融機関全体の健全性のチェックに重点を置いています。</p> <p>また、金融機関が、融資先企業の生産性向上につながる本業支援に取組み、企業価値を向上させることは、結果として、金融機関自身の健全性や経営の持続可能性の確保につながります。</p> <p>金融庁としては、金融機関がこのような顧客との「共通価値の創造」に根ざしたビジネスモデルを確立することが重要と考えており、こうした観点から、金融機関やその融資先企業との対話を進め、金融仲介機能の質の改善を目指しています。</p> <p>金融行政モニター受付窓口に対するご意見等の提出は、情報セキュリティの観点から迷惑メール等の大量送付などを防止するため、ウェブサイトにおいてワンクリックで出来ない手続きとしています。</p>